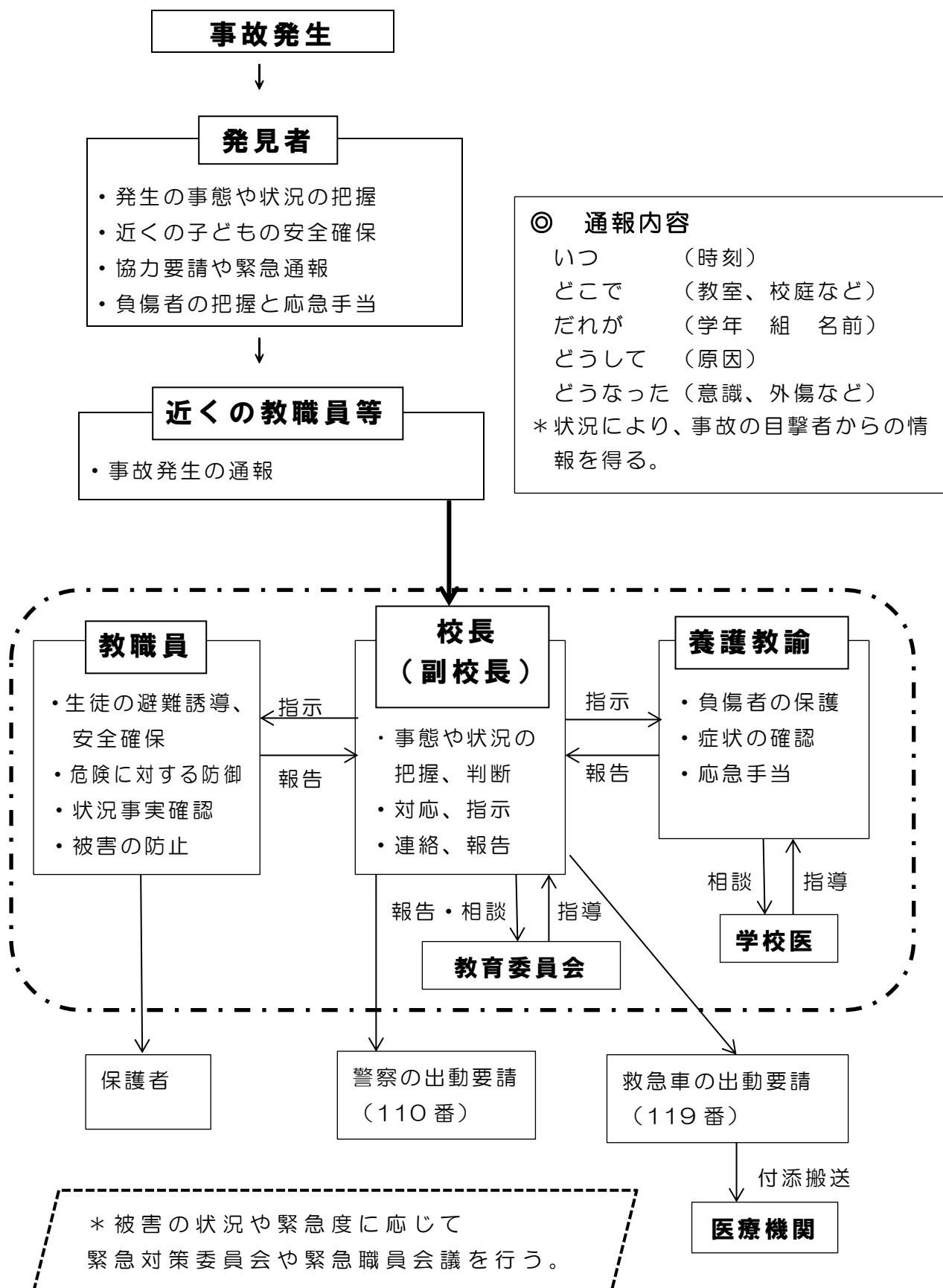


## 1. 事故現場での対応体制



## 2. 事故発生時の係分担

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"><li>・事態や状況の把握、判断</li><li>・副校長、教職員、養護教諭等への指示</li><li>・防御、避難誘導の指示</li></ul>
通報連絡	副校長 教務主幹	<ul style="list-style-type: none"><li>・救急車の出動要請</li><li>・警察の出動要請</li><li>・保護者への連絡</li><li>・教育委員会への報告</li><li>・報道機関との対応</li><li>・記録</li></ul>
避難誘導	学級担任 教科担任	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難場所への誘導</li><li>・避難場所での安全確保</li></ul>
防 御	副担任	<ul style="list-style-type: none"><li>・暴力の抑止と被害の防止</li></ul>
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"><li>・負傷者の保護</li><li>・症状の確認</li><li>・応急手当</li><li>・健康状態の把握</li><li>・心のケア</li></ul>

## 3. 事故発生後の報告と事後処理

### (1) 教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



### (2) 日本スポーツ振興センター申請手続き

- ・重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。  
記録は正確にとり長期にわたって保存する。

### (3) 記録の管理

- ・事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4)一般生徒への指導

- ・一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5)対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6)保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

**緊急通報マニュアル 救急車を要請する場合**

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」  
「救急車をお願いします。」  
「江戸川区立松江第五中学校です。」  
「住所は江戸川区一之江6-18-1です。」  
「電話番号は、03-3652-7946です。」  
「けが人(病人)は中学○年生、男子、(けがの起きた状況)」  
「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。